足利市通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足利市建築物耐震改修促進計画に基づき、通学路安全対策の一環として、 地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による児童・生徒への被害を防止するため、危険ブロック塀等の除却工事費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、足利市補助金等交付規則(平成19年規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀及び組積造の塀をいう。
 - (2) 危険ブロック塀等 ブロック塀等のうち、第6条の事前相談により地震による倒壊の危険性があるとして市長が認めたものをいう。
 - (3) 安全対策工事 地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊を防ぐために除却(一部除却を含む。)をすることをいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす危険ブロック塀等に係る安全対策工事とする。
 - (1) 足利市内に存する道で、学校保健安全法第27条に基づく学校安全計画により各小中学校の学校長が指定する「通学路」に面するもの。
 - (2) 高さが 80cm を超えるものであること。
 - (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
 - (4) 安全対策工事に着手していないこと。(工事契約も含む。)

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 危険ブロック塀等の所有者、当該所有者の2親等以内の親族又は危険ブロック塀等の管理者(以下、「所有者等」という。)であって、当該危険ブロック塀等に係る安全対策工事の契約者であること。
 - (2) 国税、県税、市税を滞納していないこと。
 - (3) 当該安全対策工事に係る危険ブロック塀等が築造されている土地の販売を目的としていないこと。

- (4) 本要綱における補助金を初めて受けるものであること。(前回までに受けた補助金額の合計が20万円未満であるものを除く)
- (5) 第7条第10号の規定による届出をするときは、当該危険ブロック塀等の所有者等全員 が第2号及び第4号に掲げる要件に該当すること。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、安全対策工事に要した費用又は補助対象危険ブロック塀等の見付面積 1 m^3 につき 1 万 3 千円を乗じた額のうちいずれか低い額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、20 万円を限度とする。
- 2 前項の場合において、市は、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、次条の規定による申請をする前に、あらかじめ通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金事前協議書(別記様式第1号)を市長に提出し、予め補助の可否について市長と協議するものとする。

(交付の申請)

- 第7条 第6条で補助可能と判断された所有者等が補助金の交付を受けようとする場合は、通 学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付申請書(別記様式第2号)に次の各号に掲げる書 類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 補助対象となる危険ブロック塀等の付近見取図
 - (2) 所有者が確認できる書類(固定資産評価証明書又は登記事項証明書等)
 - (3) 配置図(危険ブロック塀等の位置、構造、延長、高さ及び見付面積を記入したもの)
 - (4) 現況写真
 - (5) 安全対策工事に係る見積書の写し
 - (6) 国税、県税の納税証明書(所有者、申請者及び管理者)
 - (7) 補助金受領口座に係る申出書(別記様式第3号)
 - (8) 所有者と申請者の関係が確認できる書類(所有者と申請者が異なる場合)
 - (9) 安全対策工事を行うことについての所有者からの同意書(別記様式第4号)(所有者と申請者が異なる場合)
 - (10) 補助金申請者選定届(別記様式第5号)(所有者が2以上ある場合又は所有者と申請者が異なる場合)
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、その結果を通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付決定通知書(別記様式第6号)又は通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付申請却下通知書(別記様式第7号)により申請者へ通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第9条 申請者は第7条に規定する交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、通 学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付申請変更・中止届出書(別記様式第8号)を市長に 提出しなければならない。
- 2 市長は、前項による変更申請書の提出があったときは、前条の規定を準用する。
- 3 市長は、第1項の中止届出書の提出があったときは、通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により交付の決定を取り消すことができる。

(安全対策工事の着手)

第10条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた日から60日以内に安全対策工事に着手しなければならない。

(完了報告及び補助金の交付請求)

- 第11条 申請者は、危険ブロック塀等の安全対策工事が完了したときは、速やかに通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付請求書(別記様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
 - (1) 安全対策工事に係る契約書等の写し
 - (2) 安全対策工事に要した費用の領収書の写し
 - (3) 工事状況写真(施工箇所ごとに工事着手前、完了時のもの)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の取消・返還)

- 第12条 市長は、申請者が、次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部若しくは一部を取り消し、また既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を通 学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により、命ずる ことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金事前協議書

	年 月 日							
相談者氏名	【申請者区分】							
相談者住所	 □ □所有者							
ブロック塀等所在地 同上・足利市	 □ □所有者の2親等以内の親族							
連 絡 先	 □ □管理者							
<u> </u>								
1 通学路沿道のブロック塀等であるか。	□通学路に面しているブロック塀等である。							
2 ブロック塀等の高さが 80cm 超であるか。								
	[目を点検し、1つでもチェックが入った場合は補							
	と性があります。(職員が状況確認し、判断します。)							
	組積造の塀							
ブロック塀	(れんが造、石造、鉄筋のないブロック塀)							
3 塀の高さについて	(ACOUNTED THE STATE OF THE STAT							
□地盤からの塀の高さが 2.2mを超えている	□地盤からの塀の高さが 1.2mを超えている							
4 塀の厚さについて	日地盆がりが分析が同じが、1.2111を超えている							
□高さ 2m以下の場合→ 厚さ 10 cm未満	□塀の厚さは塀の高さの 1/10 未満							
□高さ2m以下の場合 厚さ10 cm木個 □高さが2mを超え2.2m以下の場合	口州の序では州の同さの 1/10 不価							
□同さが 2mを超え 2.2m以下の場合 → 塀の厚さが 15 cm未満								
	一切の方とぶ10… た切らて担人に関フ)							
5 塀の控え壁について(ブロック塀については								
	□塀の長さ 4m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍							
以上突出した控え壁がない	以上突出した控え壁がない							
6 塀の基礎について								
□コンクリートの基礎が確認できない	□コンクリートの基礎が確認できない							
7 塀の劣化状況について								
□塀の表面にひび割れがある □塀が傾いている	□塀の表面にひび割れがある □塀が傾いている							
□塀の表面に膨らみがある □塀の目地がずれて	□塀の表面に膨らみがある □塀の目地がずれて							
□塀の欠損が著しい いる	□塀の欠損が著しい いる							
上記1~5にチェックが入ら	ない場合でも、専門家に相談した結果、以下の6							
若しくは7にチェックが入る	場合は、補助対象に該当する可能性があります。							
8 塀内部の鉄筋の有無について								
□塀に鉄筋が入っていない								
・塀の中に直径9㎜以上の鉄筋が、縦横とも80								
cm間隔以下で配筋されていない	_							
・縦筋が壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦								
筋にそれぞれかぎ掛けされていない								
9 塀の基礎の丈及び根入れ深さについて								
□基礎の丈が 35 c m以上ない又は根入れ深さ	□専門家に相談した結果、基礎の根入れ深さが							
30 cm以上ない(塀の高さが 1.2mを超える場合)	20 cm以上ない							
※事前相談の際は、このチェックリスト、ブロッ	※事前相談の際は、このチェックリスト、ブロック塀の所在地が分かる案内図、ブロック塀等を道							
路側と敷地内から撮影した写真をご持参ください。								
注)次の欄は記入しないでください。								
通学路ブロック塀等安全対策補助金の								

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付申請書

年 月 日

足利市長 あて

申請者 住所 氏名 電話

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申	請		者		区		分	口序	斤有者	i [コ所で	有	者の2第	親等以	人内の	親族		□管	理者
危険ブロック塀等の所在地							足禾	足利市											
危険ブロック塀等の種類						類	, , ,	甫強ニ 且積造		クリ	_	トブロ	ュック	造					
工 事 請 負 者						所有	在地												
L	7		門		只		11	名	称										
I	事対	象	と	な	る	塀	等	長さ	Ź		m	l	高さ		m	見面			m²
安全対策工事に係る経費(A)					A)							円							
見付面積×13,000円(B)						円													
交付申請額(A 又は B のうち低い額)×1/2						円(上限 20 万円)													
エ	事	子	•	定	其	月	間			年	月	E	\exists \sim		年	月	E	3	

- ・補助金の交付申請を審査するに当たり、市税の納付状況及び土地及び家屋の所有状況等について調査をすることに同意します。
- ・私及び申請に係る所有者及び管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しないことを誓約します。

添付書類

- (1) 補助対象となる危険ブロック塀等の付近見取図
- (2) 所有権が確認できる書類(固定資産評価証明書又は登記事項証明書等)
- (3) 配置図(危険ブロック塀等の位置、構造、延長、高さ及び見付面積を記入したもの)
- (4) 現況写真
- (5) 安全対策工事に係る見積書の写し
- (6) 国税、県税の納税証明書(所有者、申請者及び管理者)
- (7) 補助金受領口座に係る申出書(別記様式第3号)
- (8) 所有者と申請者の関係が確認できる書類(所有者と申請者が異なる場合)
- (9) 安全対策工事を行うことについての所有者からの同意書(別記様式第4号)(所有者と申請者が異なる場合)
- (10) 補助金申請者選定届 (別記様式第5号) (所有者が2以上いる場合又は所有者と申請者が異なる場合)
- (11) その他市長が必要と認める書類

補助金受領口座に係る申出書

年 月 日

足利市長あて

申請者 住所 氏名

電話

年 月 日付で交付申請した、通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金については、事業が完了し、当該補助金の額が確定した場合は、下記の口座に確定した補助金の全額を振り込まれるよう申し出ます。

記

1 振込先

		本店·支店名	ı			
金融機関名		(ゆうちょ銀行)	は			
		店番号)				
口座種別	普通・当座	口座番号				
	フリガナ					
口座名義						

※この申出書の提出後に振込先を変更する場合は、再度当該申出書を提出してください。

同意書

年 月 日

足利市長 あて

届出者(補助対象危険ブロック塀等の所有者等)

住所

氏名

電話

下記の危険ブロック塀等に対して安全対策工事(除却工事)を実施することに同意します。

記

1 危険ブロック塀等の所在:足利市

(同意者)

補助対象危険ブロック塀等の所有者等	1	住所		
		氏名	持分	/
		住所		
	2	氏名	持分	/
	3	住所		
		氏名	持分	/
		住所		
	4	氏名	持分	/

別記様式第5号(第7条関係)

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金申請者選定届

年 月 日

足利市長 あて

届出者(補助対象危険ブロック塀等の所有者等)

住所

氏名

電話

次のとおり届け出ます。

記

1 補助対象危険ブロック塀等の所在:足利市

(補助金申請者として選定された者)

住 所	
氏 名	
所有者との関係	

(同意者)

上記の者が補助金の申請者となることに同意します。また、足利市長が交付の条件に適するかの確認のため、市税の納付状況並びに補助金の交付の対象となる危険ブロック塀等が所在する土地及び家屋の固定資産税課税台帳を閲覧することに同意します。

1エ9 公	t 9 る工地及い家屋の固定賃座院課院 1 版を閲見 9 ることに 同思 しま 9 。								
補助対象危険ブロック塀		住所							
	1	氏名		持分					
		住所							
	2	氏名		持分	/				
		住所							
等 の 所	3	氏名		持分	/				
ック塀等の所有者等		住所							
	4	氏名		持分	/				

※上記同意者には、申請者として選定された所有者も含む

様

足利市長印

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請がありました通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金については、通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付の決定をしましたので通知します。

記

1. 申 請 者

住 所

氏 名

- 2. ブロック塀等の所在地 足利市
- 3. ブロック塀等の種類
- 4. 補助金の額

円

- 5. 交付条件
- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 足利市補助金等交付規則及び通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付要綱の規定に従うこと。

 第
 号

 年
 月

 日

様

足利市長印

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で、申請のあった通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金については、通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1. 申 請 者

住 所

氏 名

- 2. ブロック塀等の所在地 足利市
- 3. ブロック塀等の種類
- 4. 不交付の理由

足利市長あて

申請者 住所 氏名 電話

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付申請変更・中止届出書

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付申請書について、下記のとおり(変更・中止) しますので、通学路沿道ブロック塀等安全補助金交付要綱第9条の規定に基づき届出します。

記

所 在 地	足利市				
		リートブロック語	生		
ブロック塀等の種類	□組積造				
通知書番号・年月日	第	号号	年	月	日
変更内容・中止の内容	容				
項目	変更前	変更後	変更・中止理由		

第号年月日

)

様

足利市長印

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定をしましたが、通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付要綱第[9条・12条]の規定に基づき、下記のとおり補助金交付決定を取り消します。

また、既に補助金が交付されているときは、返還を命じます。

記

- 1. 取り消しの理由
- 2. 取消・返還区分及び範囲 区分(取消・取消及び返還) 範囲(全部・一部) (

3. 返還額

4. 返還期限

年 月 日

年 月 日

足利市長あて

申請者 住所 氏名 電話

通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付請求書

年 月 日付、 第 号で交付決定された安全対策工事が完了したので、通学路沿道ブロック塀等安全対策補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 補助金交付決定額

円

- 2. 危険ブロック塀等の所在地 足利市
- 3. ブロック塀等の種類 □補強コンクリートブロック造 □組積造
- 4. 安全対策工事期間

 開始
 年
 月
 日

 終了
 年
 月
 日

5. 工事施工者

所在地 名称

添付書類

- (1) 安全対策工事に係る契約書等の写し
- (2) 安全対策工事に要した費用の領収書の写し
- (3) 工事状況写真(施工箇所ごとに工事着手前、完了時のもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類